令和２年８月２８日
行政改革等特別委員会
資 料 ３

「見直し検討対象事業」個別票

「見直し検討対象事業」個別票

No.	事務事業名	担当部課名	ページ	審査区分
1	No. 8 心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	1	3
2	No. 9 障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	2	
3	No. 10 障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	3	
4	No. 11 障がい者等福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 障がい福祉課	4	
5	No. 14 在宅福祉サービス関連事業 ※３事業を集約	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	5	
6	No. 15 介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉健康部 介護保険課	6	
7	No. 19 高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	7	
8	No. 22 幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	8	
9	No. 23 法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	9	
１０	No. 32 特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	１０	5
１１	No. 33 就学援助事業 ※２事業を集約	教育部 学務保健課	１１	

（参考）

１　令和２年度の実施に向け見直しを完了した見直し検討対象事業

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	No. 2 交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	１２
2	No. 5 学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	
3	No. 12 要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	
4	No. 13 敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	
5	No. 18 敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	１３
6	No. 20 ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	
7	No. 21 地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	
8	No. 24 青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	１４
9	No. 26 特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	
１０	No. 28 自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	
１１	No. 29 狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	１５
１２	No. 30 道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	

２　見直しを継続している事業のうち一部見直しを完了した見直し検討対象事業

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	No. 14 在宅福祉サービス関連事業	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	１６
2	No. 32 特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	

３ 令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	No. 1 表彰関係費	企画政策部 秘書課	１６
2	No. 3 防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	１７
3	No. 4 地区社会体育振興協議会活動事業 ※２事業を集約	生涯学習部 スポーツ推進課	
4	No. 6 老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	
5	No. 7 老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	
6	No. 16 給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	
7	No. 17 福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	１８
8	No. 25 青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	
9	No. 27 幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	
１０	No. 31 浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	

No.	8

事務事業名	心身障がい者介護手当	事業開始年度	昭和50年度
担当部課名	福祉健康部　障がい福祉課	見直しの方向性	事業の再構築
実施予定時期	―	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者（4歳以上65歳未満の1・2級の肢体不自由，内部障がい及び視覚障がい（未就学に限る）の身体障がい者手帳の人又は療育手帳A1・A2の人）を介護している介護者に対して月額7,000円の手当を支給する。

※介護保険法の規定による保険給付の対象となるサービスの提供を受けている人を除く。

2　対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ支給対象者数	2,985人	3,016人	2,954人	2,988人	3,016人
支給対象実人数	255人	257人	254人	253人	255人

※令和2年度は見込み数

3　事業継続の必要性及び課題

平成21年度に行われた事業仕分けにおいて，在宅で重度心身障がい児者を介護する人の負担を軽減するために，市としては，福祉サービス提供基盤の整備を優先すべきであり，障がい特性に即した福祉サービスの充実が図られた後に当該手当を廃止すべきとされた。

平成22年度には，放課後等児童デイサービスについて，施設整備費及び支援員配置加算の助成，並びに，ショートステイについても支援員配置加算の助成を開始した。また，平成24年度には，24時間365日対応できるように3市1町による広域連携事業として，障がい福祉サービス等地域拠点事業を開始し，重度障がい者の受け入れにおいて一定の実績を残した。

しかしながら，湘南東部障がい保健福祉圏域に重症心身障がい児者のための入所施設がなく，介護者の大幅な負担軽減が図られていないことから，当該手当の支給を継続している。

入所施設については，「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し」の中で誘致に努めることとしており，引き続き施設整備に取り組むことや，重度障がい者を対象とした福祉サービスの充実が図られてきていることを踏まえ，事業内容の見直しを行う必要がある。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

各自治体が地域の特性や利用者の状況に応じ，柔軟に実施することのできる「地域生活支援事業」について，これまでもサービスの向上・拡充に努め，加えて本事業の今後のあり方を検討した。

また，見直しについては，障がい者の生活に影響が及ぶものであるため，障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては，引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら，本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに，その実施時期については，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

No.	9

事務事業名	障がい者福祉手当	事業開始年度	昭和43年度
担当部課名	福祉健康部　障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	―	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

【藤沢市障がい者福祉手当（市単独手当分）】

市内に居住する20歳未満の人，又は個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の人で次のいずれかに該当する人に対して，月額4,000円の手当を支給する。

①身体障がい者手帳1～3級の人

②療育手帳A1・A2・B1（知能指数50以下）の人

③精神障がい者保健福祉手帳1・2級の人

※障がい児福祉手当，特別障がい者手当又は経過的福祉手当を受給している人，施設等（老人ホームを除く）に入所している人を除く。

2　対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ支給対象者数	66,672人	67,307人	68,246人	69,504人	72,592人
支給対象実人数	5,556人	5,609人	5,688人	5,792人	6,049人

※令和2年度は見込み数

3　事業継続の必要性及び課題

「藤沢市障がい者福祉手当」は，重度又は中度の障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした事業であるが，対象者の増加に伴い，市単独手当分が約2.7億円と高額となっている。

事業開始当時（昭和43年）と比較し，「障がい者総合支援法」の施行により，福祉サービスを提供する体制が制度化され，今日に至るまでの法改正の結果，福祉サービスは充実し，利用実績も年々増加傾向にある。更なるサービスの向上を図るため，市単独事業である「個別給付事業」を見直し，サービス提供事業への移行を段階的に行う必要がある。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度は，県内他市町村における独自の障がい者手当制度の実施状況の調査及び分析を行った。それらを踏まえて，支給対象者の要件や支給額のあり方についての検討を行った。

また，事業内容の見直しについては，障がい者の生活に影響が及ぶものであるため，障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

事業の見直しについては，社会情勢等に鑑み，支給額及び対象者の要件などの見直しについて検討を進める。

なお，本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては，引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら，本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに，その実施時期については，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

No.	10

事務事業名	障がい者等医療助成費	事業開始年度	昭和47年度
担当部課名	福祉健康部　福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	―	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

身体障がい者手帳1から3級の人，精神障がい者保健福祉手帳1，2級の人，知能指数50以下の人，65歳以上で身体障がい者手帳の4級の一部及び65歳以上で3か月以上ねたきりの人に対して，入院・通院に係る医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成する。

2　対象及び人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ受給者数	133,516人	135,741人	138,744人	141,019人	143,595人

※令和2年度は見込み数

3　事業継続の必要性及び課題

障がい者等の医療に係る経済的負担を軽減し，保健の向上及び福祉の増進を図ることは重要であるが，対象者も年々増加傾向にあり，また，県補助要綱の見直し（年齢制限，所得制限，一部負担金の導入）に伴い，県の補助金額も減少し，財政的負担が増大している。

県補助要綱　年齢制限　：65歳以降に新たに県の定める障がい等級に該当する人対象外
　　所得制限　：特別障害者手当における所得限度額を超える人対象外
　　一部負担金：通院1回200円，入院1日100円

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

本事業を持続可能な制度とするために，県が補助要綱で年齢制限などを設けたことについて，本市も適用することの可否，さらに，助成対象者の範囲についても検討を行った。

また，事業内容の見直しについては，障がい者の生活に影響が及ぶものであるため，障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い意見をいただいた。

今後の取組と方向性

事業内容の見直しについては，社会情勢等に鑑み，年齢制限・所得制限を導入することの可否及び客観的判断によるねたきり要件の見直しなどについて引き続き検討を進める。

なお，本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては，引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら，本市の障がい者施策の中で総合的に判断するとともに，その実施時期については，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討する。

No.	11

事務事業名	障がい者等福祉タクシー助成事業費	事業開始年度	昭和61年度
担当部課名	福祉健康部　障がい福祉課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため，福祉タクシー利用券の助成を行う。

①利用券（距離制運賃用）：一人当たり月額2,400円分（600円券×3枚＋300円券×2枚）
②利用券（時間制運賃用）：一人当たり月2枚（初乗り運賃30分利用相当額）
※①又は②を対象者に交付する。ただし，じん臓機能障がい1級で人工透析を受けている人には一般の1.5倍の割増交付を行う。

2　対象及び人数

身体障がい者手帳（上肢・内部1級，体幹・下肢3級以上，視覚2級以上）の人，療育手帳A1・A2の人，身体障がい者手帳3級かつ知能指数50以下の人，精神障がい者保健福祉手帳1級の人，特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証所持者。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用券交付者数	7,749人	7,849人	7,741人	7,629人	7,656人

※令和2年度は見込み数

3　事業継続の必要性及び課題

福祉タクシー利用券の助成事業は，重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図ることを目的とした事業であるが，障がい福祉費全体の扶助費が増大していることから，持続可能な事業とするための見直しが必要である。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度は，利用実態を把握するため，福祉タクシー利用券の利用状況の調査を行い，その結果の分析・検討を行った。

また，タクシー利用券助成に代わる制度として，「ガソリン券の導入」の検討も行ったが，使用者の特定が困難等の問題があり，導入が難しいと考えられる。

事業内容の見直しについては，障がい者の生活に影響が及ぶものであるため，障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行い，意見をいただいた。

今後の取組と方向性

本事業については,総合支援協議会・計画検討委員会における意見聴取や平成30年度の利用実態年間調査結果において，障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加を促進するうえで重要な役割を果たしていることを認識している。

今後は，外出目的や移動手段の調査を継続して行い，現状をさらに詳細に把握し，より利用しやすい制度となるよう改善を行う。

なお，本事業を含む障がい福祉関連の4事業の見直しについては，引き続き協議会や委員会・関係団体からの意見を聴きながら，本市の障がい者施策の中で総合的に判断する。

No.	14

事務事業名	在宅福祉サービス関連事業	事業開始年度	昭和49年以降ほか
担当部課名	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①②令和2年度 ③令和3年度	財政効果（見込）額	①903千円 ②28,456千円　③　－

1　事業概要

①寝具乾燥消毒事業・・・布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を，市民税非課税者に対しては毎月，市民税課税者に対しては偶数月に実施する。

②緊急通報システム事業・・・慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に，緊急通報装置を貸与し，緊急時の対策及び日常の相談を受け，不安を解消するとともに定期的な安否確認を行う。

③紙おむつ支給事業・・・ねたきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする在宅高齢者等に毎月紙おむつを支給し，本人及び介護者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。

2　対象及び人数

①寝具乾燥消毒事業・・・65歳以上のねたきり在宅高齢者など（令和元年度延べ実施回数：612回）

②緊急通報システム事業・・・65歳以上の在宅高齢者で，慢性疾患等により日常生活上注意を要する，ひとり暮らしや高齢者のみの世帯。または，同居者の就労等によりこれに準ずるものと認められる人。（令和元年度末利用者数：662人）

③紙おむつ支給事業・・・要介護4又は要介護5に認定されている40歳以上の在宅高齢者等で，本人の年間所得が400万円未満の人。または，要支援1から要介護3に認定されている65歳以上の在宅高齢者等で，市民税非課税世帯に属する人。（令和元年度延べ支給回数：9,281回）

3　事業継続の必要性及び課題

①寝具乾燥消毒事業

寝具類の清潔保持は，ねたきり高齢者等が健康で衛生的な生活を送る上で重要なため，本事業の継続が必要である。一方で，年間の延べ実施回数がここ数年大幅に伸びており，財政的な負担が課題となっている。

②緊急通報システム事業

緊急通報システムは，高齢化社会で在宅高齢者の安心・安全のために重要な事業である。必要としている人にサービスを行き渡らせるため，本事業を継続していくには民間事業者への委託，及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。

③紙おむつ支給事業

本事業の実施により，利用者やその介護者等の経済的負担や，購入にかかる労力の軽減に繋がっており，事業継続の必要性は高いと考えている。限られた財源の中でより効果的な事業となるよう，実施内容を見直す。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

①寝具乾燥消毒事業

持続可能な制度とするため，乾燥消毒のみで実施する回を設けて，丸洗いの実施回数を抑制できないか検討した。しかしながら，衛生面から丸洗いを毎回実施するべきであると判断し，実施回数の見直しを検討した。

②緊急通報システム事業

現在9社会福祉法人を受信センターとして，法人ごとにNTTのリース機器を設置しているが，新たな緊急通報システムの導入に向けて，9法人と協議を行い，現行の受信センターの役割を民間事業者に移行することとした。令和2年度中の民間事業者への移行を目途に，検討・調整を進めている。併せて，利用者の一部負担金を導入することとした（1ヶ月あたり1世帯250円）。

③紙おむつ支給事業

一部負担金の導入や上限額設定をするなど，持続可能な制度設計となるように検討を進めている。

今後の取組と方向性

①寝具乾燥消毒事業

令和元年度までは，非課税世帯は年12回，課税世帯は年6回実施していたが，非課税世帯は年8回，課税世帯は年4回とする実施回数の見直しを行った。

現制度を継続した場合の見込額：2,713千円　　見直しした場合の予算額：1,810千円

②緊急通報システム事業

各民間事業者へ実施したアンケート結果等を基に，事業内容を決定し，移行作業を進めている。一部負担金については，検討した結果，各世帯月額250円を負担いただくこととした。

③紙おむつ支給事業

利用限度額を4,000円等と設定した上で，限度額を超えた部分は全額自己負担とする。市場の動向やアンケート結果等を参考に，選択できる種類を増やす予定である。限度額に対して利用者の一部負担を導入すべきか，また，導入することとした場合の金額・割合等はどう設定するか，様々な角度から検討する。令和3年4月または10月からの実施を目標とする。引き続き業者等と交渉・調整し，併せて他市の実施状況等を確認する。令和2年度中に，利用者へアンケート調査を実施する。

No.	15

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費 （社会福祉法人等による利用者負担額軽減）	事業開始年度	平成12年度
担当部課名	福祉健康部　介護保険課	見直しの方向性	事業縮小
実施予定時期	令和3年度	財政効果（見込）額	1，668千円

1　事業概要

本市に申し出を行った社会福祉法人が生活困窮者の利用者負担（1割負担，食費及び居住費）の軽減を行った場合に，当該法人の軽減額に応じて補助金を交付している。

社会福祉法人の利用者軽減額	補助額　※市基準 （市 → 社会福祉法人）
利用者負担の 1/4	軽減額（利用者負担の1/4）－（軽減額×1%）の 1/2

※参考

補助額　※国基準
軽減額 －（利用者全員の負担額×1%）の 1/2

2　対象及び人数

生活困窮者に対して軽減を行った社会福祉法人
平成29年度　11法人（補助対象者数30人）
平成30年度　13法人（補助対象者数34人）
令和元年度　12法人（補助対象者数50人）

3　事業継続の必要性及び課題

生活困窮者への利用者負担の軽減は必要ではあるが，中でも，社会福祉法人に対する補助については，これまで，法人によるこの制度の実施を促進するため，国の基準を上回る市独自の基準による補助額を交付しているが，県内で独自の補助を設けている自治体は，本市のみであり，補助継続について検討する必要がある。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画に本事業を位置づけていることから，計画期間中については，市独自の基準による補助を継続するが，他市の状況等を踏まえ，令和3年度からの第8期介護保険事業計画以降は，国基準に改正することについての検討を行った。
特別養護老人ホーム等の施設長会において，社会福祉法人を代表する方々との意見交換を行うとともに，順次施設等を回りながら個々にも説明を行い，補助金を交付している法人からは一定の理解が得られているところである。

今後の取組と方向性

今後も，施設長会等において社会福祉法人を代表する方々への説明を丁寧に行い，第8期介護保険事業計画の策定委員会からの意見も伺いながら基準の見直しに向けた検討を進める。

No.	19

事務事業名	高齢者いきいき交流事業費	事業開始年度	平成22年度
担当部課名	福祉健康部　福祉医療給付課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和3年度	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

健康増進や介護予防を目的として，本市在住の70歳以上の高齢者を対象に，本市指定のはり・きゅう・マッサージ治療院で施術(治療)を受けたときに要する費用，市内公衆浴場・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）での入浴に要する費用，鵠沼(八部)運動施設等の公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニング室の利用に要する費用の一部を助成する。

助成券は1枚100円で，1か月あたり10枚，年間120枚を上限として，申請のあった月から交付する。

2　対象及び人数

市内在住の70歳以上の希望者

令和元年度実績	対象者	83,035人	交付者数	48,600人	交付率	58.5%
	交付枚数	5,593,390枚	利用枚数	1,734,537枚	利用率	31.0%
利用内訳	はり・きゅう・マッサージ	70.67%	スポーツ施設	11.69%		
	公衆浴場	8.43%	老人福祉センター	5.20%		
	保健医療センター	4.01%				

3　事業継続の必要性及び課題

本事業は高齢者の健康増進及び介護予防，外出機会の創出を目的としている。70歳以上であれば誰でも利用できるものであり，現在利用者は4万人以上となっている。平成28年度に行った「高齢者の保健・福祉に関する調査」では，「現在利用しており，今後も利用したい」や「現在は利用していないが，今後利用したい」と答えた割合が全体の76.2%を占めており，一定の事業効果が認められる。

しかしながら，交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で，対象者の増加による財政的負担が増大していること，また，利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっている。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

平成30年度に行った利用者アンケートの結果や，他市町村における取組事例の調査等を踏まえ，茅ヶ崎市の事業を参考にした民間事業者の活力の利用等を含め，抜本的な見直し案の検討を行った。

今後の取組と方向性

現行制度については，利用施設の偏りや全対象者に対する利用率（17.4%）等に鑑み，利用範囲及び助成額の縮小等を検討し，関係事業者との調整ののち事業の見直しを行う。

民間事業者の活力利用については，新型コロナウィルス感染症対策の影響等を考慮した中で検討するとともに，事業見直しにより影響を受ける関係団体とは，引き続き丁寧に調整し，受益の公平性を踏まえ，今後の事業のあり方や実施方法について，総合的な検討を継続する。

No.	22

事務事業名	幼児教育振興助成費	事業開始年度	平成3年度
担当部課名	子ども青少年部　保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施（予定）時期	令和3年度	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

幼児教育の振興充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため，教材教具等の購入費，及び園児・教職員の健康管理事業費について，補助金を交付するもの。

2　対象及び人数

対象：市内私立幼稚園及び幼児教育施設の教材教具等の購入費，及び園児・教職員の健康管理事業に係る費用

対象園：市内私立幼稚園　32園，市内幼児教育施設　11園

3　事業継続の必要性及び課題

本市では，法人立保育所に対して公定価格の補完として様々な支援事業等を行う中で，幼稚園との著しい差異が生じないよう，幼稚園や幼児教育施設に対する支援事業の充実が求められており，幼稚園協会等からも要望がなされている。

また，令和元年10月から幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）が実施される中で，無償化の対象とならない児童が多く通う幼児教育施設については，本補助金が施設運営の重要な財源となっていることから，見直しの検討にあたっては，その影響を十分に考慮した対応が必要である。

一方，同様の補助制度がある近隣他市と比較して補助単価が高いこと，また園割及び園児割単価の積算の明確化などが課題となっている。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

見直しの検討に当たっては，無償化実施後の利用者数の変化等，各施設の影響を十分に見極める必要があるが，各施設へ実施した調査では，幼稚園では預かり保育の利用者が増加した施設があるものの，現時点では入園希望者が増加する傾向までは見られていない状況にある。

また，幼児教育施設においては，無償化の実施に合わせ，市が無償化の対象とならない利用者への保育料補助事業を実施したことなどから，当初懸念された利用者数の減少は生じていないものの，令和元年度末に閉園となる施設が生じるなど，依然として厳しい運営状況も認められる。幼児教育施設においては，施設の安定運営を目的に関係団体から本事業の拡充要望が出されており，令和2年1月に懇談会を実施し，意見交換を行った。

今後の取組と方向性

無償化による影響のほか，新型コロナウィルス感染症対策の影響等も踏まえ，引き続き補助水準引き下げの是非について検討を進める。検討に当たっては県の助成制度との重複等の視点から，補助単価や積算手法の見直しについて関係団体等との協議を進める。

No.	23

事務事業名	法人立保育所運営費等助成事業費	事業開始年度	平成2年度
担当部課名	子ども青少年部　保育課	見直しの方向性	制度の見直し
実施（予定）時期	令和3年度	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため，設置者の社会福祉法人等に対して保育所の運営費等を助成する。

2　対象及び人数

市内法人立認可保育所：67施設（令和2年7月1日時点）
市外法人立認可保育所（法外扶助費のみ）：約40施設

3　事業継続の必要性及び課題

児童が安心で安全な保育を受けるためには保育所の運営が継続的に安定したものである必要があり，また本市の喫緊の課題である待機児童を解消するため，保育士不足への対策は急務となっている。このため現在，法人立認可保育所への人件費助成等を柱とした運営費助成事業を実施しており，その充実は不可欠なものとなっている。

また，こうした保育士確保に向けた支援策については，その拡充について民間保育園設置法人代表者会や同園長会から市への要望が出されており，本市では「市政運営の総合指針2020」の重点事業に位置づける中で，本事業を含む保育士確保対策を推進している状況にある。

しかしながら，他市と比較して人件費助成に係る単価が高額であること，また補助メニューの大半が市単独事業であり，事業費に占める一般財源が年々右肩上がりに増加していることなど，財政負担の増大が課題となっている。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

これまで待機児童と保育士不足の解消に努める中，これらの状況に応じて適切な時期に見直しを行うこととしてきたが，令和2年4月時点においてなお待機児童は解消されず，保育士不足も生じている状況にある。このため現状では補助水準の引き下げ等の見直しは困難であり，待機児童と保育士不足の解消が図られた段階で対応することとし，当面は課題である事業費の増加について，既存事業の積算の精査等により抑制を図ることとした。

今後の取組と方向性

待機児童と保育士不足の解消時を見据え，既存事業の補助単価や補助率等について引き続き見直しの検討を進める。

検討に当たっては，令和2年3月に関係団体から「保育士の確保及び離職防止への具体的な対策の検討及び実現に係る嘆願書」が提出されたことを踏まえ，保育現場の声の十分な聴き取りに努め，意見交換等を実施していく。

No.	32

事務事業名	特別支援学級関係費	事業開始年度	―
担当部課名	教育部　学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	①令和2年度 ②令和3年度	財政効果（見込）額	①756千円 ②756千円

1　事業概要

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため，特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき，学用品費や給食費等を支給する。

2　対象及び人数　　個人：　市立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒

年度	特別支援学級（小学校）		特別支援学級（中学校）	
	児童数	受給者数	生徒数	受給者数
令和元年度	258人	176人	124人	62人
平成30年度	261人	172人	122人	56人
平成29年度	250人	179人	130人	56人

※特別支援学級児童生徒数は，各年度とも5月1日現在の人数

3　事業継続の必要性及び課題

特別支援教育就学奨励費は，教育の機会均等の趣旨に則り，就学の充実を図るため，特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し，学用品等購入費などの一部を援助し，保護者の経済的負担の軽減を図っているものであり，事業継続の必要性は高い。
その点を踏まえ，市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

新入学学用品費のうち，市単独事業での支給分の段階的な見直し方法等の検討を行った。

今後の取組と方向性

支給額は，国庫補助基準額へ統一していく。
市単独事業については，次のとおり見直しを行った。
・新入学学用品費は，国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い，令和3年度の実施に向け，令和2年度に段階的な実施を図る。
・通学費，中学校のデリバリー給食費，中学校修学旅行費は，従来どおり支給する。
特別支援教育就学奨励費の支給費目については，就学援助事業の市単独事業の見直しと整合を図るよう検討を行う。

令和2年度：一部段階的な変更の実施。
令和3年度：新制度の実施。

No.	33

事務事業名	就学援助事業	事業開始年度	―
担当部課名	教育部　学務保健課	見直しの方向性	制度の見直し
実施予定時期	令和4年度	財政効果（見込）額	―

1　事業概要

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し，学用品費，修学旅行費，社会見学費，めがね購入費，医療費などを援助することにより，義務教育の円滑な実施を図る。

2　対象及び人数　　個人：　市立小・中学校児童生徒

年度	小学校			中学校		
	認定者数	全児童数	認定率	認定者数	全生徒数	認定率
令和元年度	3,019人	23,320人	12.9%	1,720人	10,479人	16.4%
平成30年度	3,135人	23,246人	13.5%	1,813人	10,636人	17.0%
平成29年度	3,204人	23,083人	13.9%	1,921人	10,722人	17.9%

※全児童・生徒数は，各年度とも5月1日現在の人数

3　事業継続の必要性及び課題

就学援助費は，義務教育の円滑な実施を図るため，経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し，学用品等購入費などの一部を援助し，保護者の経済的負担の軽減を図っているものである。また，就学援助制度は，子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るためのセーフティネットともいわれており，事業継続の必要性は高い。その点を踏まえ，認定基準及び支給費目を含め，市単独事業について検証する必要がある。

生活保護基準の適用年度変更にあたり，市民への影響の試算が必要不可欠である。就学援助システムで令和2年度の申請者データを使用し試算するには，認定審査後に行う必要があるため，検討には時間を要する。

4　見直しに向けた検討内容

これまでの検討内容

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり，県内他市の状況把握に努めた。

生活保護基準の適用年度変更にあたり，市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。

今後の取組と方向性

上記の結果，一定の見直し効果が図られることを確認したが，新型コロナウイルス感染症による市民への影響を鑑みて，令和4年度での実施を見据え，慎重に検討を進める。

準要保護者の認定基準となる生活保護需要額を算定する際の認定倍率の見直しについては，生活保護基準の適用年の見直しによる市民への影響を把握したうえ，子どもの貧困対策との整合を図りながら，必要に応じて検討する。

市単独事業について，支給内容等が適正であるか精査するとともに，国庫補助額と保護者負担額とにかい離がある費目や国庫補助メニューにある支給費目に関し，子どもの貧困対策の見地から支給についての検討を進める。

令和2年度：令和元年分の所得をもとに試算を行い，市民への影響を把握する。
令和3年度：新制度の設計を行い，周知徹底を図る。
令和4年度：新制度の実施予定。

参考

１　令和２年度の実施に向け見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（12事業）

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
1	No.2 交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	交通事故の発生を抑制するため，学童等交通誘導員事業を平成21年度まで行ってきたが，長後小学校の通学路上の特定箇所のみ継続実施してきた。 当該箇所は過去に事故が発生した危険な箇所であることから，児童等の安全を最優先とした通学路の見直しが課題となっていた。	令和2年度から，当該横断歩道を通らない，より安全な通学路に変更した。なお，4月当初の登校日及び学校再開後(6月)の1か月間については，移行措置として，通学路変更に伴い横断する児童が増える横断歩道に整理員を配置した。【事業縮小】	1,382
2	No.5 学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	子どもたちの夏休み期間中，5日間以内で市立小学校35校のプールを開放し，子どもたちのレクリエーションや泳力向上，また，親子のふれあいの場として，学校プール開放事業を実施してきた。 現在は公共のスポーツ施設において同様の事業が行われており，また，民間のスイミングスクールなどのプール施設が市内で多数運営されている。一方，公共のスポーツ施設に近接する小学校は，特に利用人数が少ない状況となっており，小学校が近接している箇所は，一方に片寄った利用状況となっている。 また，プール管理指導員について，酷暑の中での従事に対する負担感が強く，高齢化による担い手不足も深刻化している。 さらに，教職員の働き方改革による学校業務停止期間の新設により，今後，開放日程の調整が困難となる。	学校プール開放事業については，これまでのアンケート調査や意見交換の結果を踏まえ，令和2年度から市内一律での実施ではなく，地域におけるニーズや利用人数，管理指導員の担い手の状況により，地区ごとに実施の有無を選択し，プールの開放日数を設定できるよう，事業内容を見直すことで地区の実情に即したプール開放事業を実施することとした。 また，開放時期については，夏休み期間中の平日を含め，学校業務停止期間前までとし，管理指導員や教職員の負担軽減を図る。【制度の見直し】	—
3	No.12 要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	65歳以上の在宅ねたきり高齢者台帳登録者が，通院等で福祉タクシーを利用する際にかかる費用に対し，助成券を交付し，経済的援助を行っているが，利用数が増加傾向にあり，財政的な負担が増大している。	本事業の利用状況を調査した結果，平均利用時間は約15分程度であったことを踏まえ，助成方法の見直しについて検討を行い，令和2年度から，現行の時間制運賃を距離制運賃へと変更した。【制度の見直し】	311
4	No.13 敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	市内13地区において，高齢者の長寿を祝うため，各地区社会福祉協議会との共催により敬老会を開催しているが，開催場所の確保や移動の支援など，対象者の増加に伴い従事する地区社会福祉協議会役員や民生委員の負担が増加している。さらに財政面では敬老会経費の約6割を占める送迎バスの費用などに課題がある。	関係団体へのアンケートや協議を重ねた結果，令和2年度からバス配車業務委託や弁当代等の本庁一括対応方式を改め，各地区福祉協議会への補助事業へと転換することとした。【事業の再構築】	2,621

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
5	No.18 敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	長年にわたり社会の進展に尽くしてくれた高齢者に敬愛の意を表し長寿を祝うことを目的とし，祝金等を贈呈しているが，対象者の増加に伴う財政負担が増大している。	事業の趣旨やこれまでの祝金制度変更の経緯，他市町村の実施状況等を踏まえ，現状維持とした。【現状維持】	—
6	No.20 ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	公衆衛生の確保及び地域交流の活性化を促すため，市内の公衆浴場において，高齢者や親子向けのふれあい入浴事業等を藤沢市浴場組合への業務委託により実施している。 本事業は，地域住民の世代を超えた交流や公衆衛生の確保に一定の役割を果たしており，事業の継続は必要である。一方で，公衆浴場への運営費補助的な側面が強い事業を業務委託により実施することの是非や，浴場が限られた地域にしかないため，地域外の方の利用頻度が少なく，受益の公平性の観点で課題がある。	事業見直しの一環として，平成31年4月から高齢者サービスデーなど各イベントデーの中学生以上の利用者負担を，100円から200円に増額した。【制度の見直し】 ※令和元年度までに見直しを完了したもの。	4,712
				業務委託による実施手法の是非についての市議会での指摘も踏まえ，現行の施設整備補助に加え，藤沢浴場組合が実施する「高齢者及び親子の入浴に関する事業」，「地域交流や健康促進に関する事業」，「広報活動等事業」に対する補助へ，令和2年度から変更した。【制度の見直し】	927
7	No.21 地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	地域の中で安心して出産・子育てができる支援体制の充実を図るため，子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点である子育て支援センターの運営を行っているが，子育て相談体制の強化，支援が必要な家庭への対応，地域の子育て家庭の状況把握，親子が自由に遊び交流できる場の量的拡充としての子育てサークルや子育て支援団体の育成，地域人材の育成など，子育て支援センターの更なる機能強化が求められている。 さらに，各地域の子育て支援ニーズに合わせて子育て家庭を地域で支える体制づくりが求められている。子育て世代が孤立化することを未然に防止するとともに，ニーズの多様化，また，抱える問題の複雑化に対し，市が主体となって地域で子育てを支える体制づくりを構築することが必要である。そのためにも，地域の子育て拠点である子育て支援センターの更なる充実について，検討すべき課題となっている。	子育て支援センターの運営体制について検討した結果，子育て支援センターの運営体制は，地域の子育て家庭への支援体制の充実や生活課題を抱える家庭の予防的な支援に取り組む重要な拠点として展開していくことが必要であることから現状維持とした。【現状維持】	—

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
8	No.24 青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	各地区青少年育成協力会及びPTAからの推薦により県・市が委嘱した青少年指導員が，各地域や市全域において青少年の健全育成活動を行っているが，他市に比べ報酬額が高い実情を踏まえ，支払金額についての検討の必要がある。 また，「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されることに伴い，現在特別職非常勤職員として任用している青少年指導員について，任用形態の整理・検討が必要である。	次期改選となる令和4年度に向けた課題として，地区青少年育成協力会及び青少年指導員協議会の意見を参考に，指導員選出人数について検討を進めていく必要がある。 一方，青少年指導員の報酬額見直しの検討については，他市における青少年指導員の活動内容を考慮しつつ，令和元年8月に実施された藤沢市外部評価での意見等を踏まえ，改めて精査した結果，本市の青少年指導員は各地域において様々な活動に従事し，成果をあげており，青少年育成における重要な協力者であることから，報酬額については，現状維持とした。 また新たな任用形態については，「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行される令和2年4月を実施時期として，青少年指導員の名称は継続しつつ「事業の協力者」として整理し，支払方法については，青少年指導員の活動内容が各月一定ではないことから，年額報償費（謝礼）へ変更した。【制度の見直し】	—
9	No.26 特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	法人立保育所，幼稚園，認定こども園において，障がい児や集団生活で特別な支援が必要な児童に手厚い保育が行われるよう，特別支援保育事業を実施しているが，対象児童数が増加傾向にあり，市の財政負担が大きくなってきた中で，幼稚園及び認定こども園においては県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」が活用されていない状況である。	幼稚園及び認定こども園が県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を活用することを前提とした制度の見直しを進め，関係団体への説明，市内の全園を対象とした新制度の説明会等を行った。 その結果，令和2年度から，幼稚園及び認定こども園において特別支援保育を実施するにあたり，「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金」及び県補助金の活用を可能とする新要綱を制定した。【実施手法の見直し】	22,446
10	No.28 自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	放置自転車対策の一環として，放置自転車が多く，駐輪需要に対して自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の収容台数が不足している駅周辺の駐輪場の整備を図っているが，建替えや施設改築など民間駐輪場への整備補助を見直す時期を迎えている。 また，駐輪場不足への対策については,民間補助や市営駐輪場の整備を進めた結果，一定の駐輪スペースの確保が図られてきている。一方，藤沢駅周辺の特に南口においては，駐輪場不足が続いており，駐車スペースの確保が大きな課題となっている。	民間駐輪場が担っている一定の役割を踏まえつつ，民間事業者として収益を上げているという面や，施設老朽化に伴う廃業の影響なども踏まえ，現行制度は「新設・増改築」を一律の補助率1/2としているが，単なる既存機械設備の改築については，補助対象外に見直す。また，高齢者やチャイルドシート付大型自転車への対応など，機能向上を図る機械設備の改築については，現行補助率1/2から1/3に見直すこととし，令和2年7月に要綱改正した。【事業縮小】	3,333
				駐輪場の不足が顕著な藤沢駅南口について，民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備に向けた検討を進めた結果，平成31年3月に民間事業者と協定を締結し，4月から整備に向けた取組を実施している。目標台数は200台。【民間活力連携】 ※令和元年度までに見直しを完了したもの。	24,800

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
11	No.29 狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	狭あいな道路を解消し，生活道路の機能向上を図るため，必要に応じ工作物等を移設補償し，舗装等の整備を行ってきた。 当該事業の継続の必要性は高いが，他市の例を見ると後退地の取扱いを土地所有者の自主管理か当該事業の寄付としている所もある。 このようなことから，市費負担をどの程度にしていくのか，公平性(市費投入の適否)の観点からも課題となっている。	移設補償対象物のうち，樹木については，移植を基本とする積算に対し，ほとんどが伐採処分されている。そのため，実態に合わせて，樹木補償に対する積算を「移植」から「伐採」とするよう，補償基準を改定した。 また，市民要望等に対し柔軟な対応が可能となるよう，事業対象路線(私道を除く)の拡大を検討後，要綱及び実施要領を令和2年1月8日付けで改正し，同年4月1日に施行した。 なお，後退部分の土地の舗装を行う修繕費について，国庫補助対象として取り扱うことを神奈川県と調整し予算化を図った。【制度の見直し】	3,784
12	No.30 道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	道路利用者の安全や円滑な通行環境を確保するため，道路舗装の維持管理全般を行ってきた。 年間300件程度の舗装系補修に係る要望受付から完成までの事務の軽減と，対応時間の短縮等を図るため，業務手順の見直しを進める必要がある。 また，近年の労務単価・補修資材の上昇に伴う修繕経費の増額により，修繕費で補修できる規模が小さくなってきていることから，従来の施設修繕や積算による工事に代わる新たな発注手法が必要である。	他市の状況や契約方法，執行上の課題整理，建設業協会からの参考意見聴取，舗装構成別の設定単価比較等検討を行ってきた。 令和元年度の取組としては，車止め設置修繕を単価契約と路面下空洞調査により確認した空洞対応の工事を概数発注による契約を試験的に実施した。 修繕の単価契約は，現場ごとに舗装復旧の断面構成などの条件が異なることから，事前調整に時間を要し，事務の軽減，効率化等の観点から課題が残った。 一方，工事の概数発注による契約は，空洞が確認されてから迅速かつ効率的に事務執行ができた。 このため，令和2年度から空洞対策工事に加え，生活道路に限定した舗装補修の打換工事について概数による工事発注を行う。【実施手法の見直し】	―
1　令和2年度の実施に向け見直しを完了した見直し検討対象事業一覧(12事業)財政効果(見込)額　小計					34,804

２　見直しを継続している事業のうち一部見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（２事業）

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
1	No.14 在宅福祉サービス関連事業	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	①寝具乾燥消毒事業 布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を実施してきたが，年間の延べ実施回数がここ数年大幅に伸びており，財政的な負担が課題となっている。 ②緊急通報システム事業 慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に，緊急通報装置を貸与し，緊急時の対策及び日常の相談を受け，不安を解消するとともに定期的な安否確認を行ってきたが，必要としている人にサービスを行き渡らせるため，本事業を継続していくには民間事業者への委託，及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。	①これまで，非課税世帯は年12回，課税世帯は年6回，寝具の丸洗い消毒乾燥を実施していたが，令和2年度から非課税世帯は年8回，課税世帯は年4回とすることとした。【制度の見直し】	903
				②現在9社会福祉法人を受信センターとして，法人ごとにリース機器を設置しているが，新たな緊急通報システムの導入に向けて9法人と協議を行い，現行の受信センターの役割を民間事業者に令和2年度から移行することとした。また，利用者の一部負担金について検討した結果，各世帯月額250円を負担いただくこととした。【制度の見直し】	28,456
2	No.32 特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため，特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき，学用品費や給食費等を支給しているが，市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。	新入学学用品費のうち，市単独事業での支給分の段階的な見直し方法等の検討を行った結果，支給額は国庫補助基準額へ統一していくこととし，市単独事業については，国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い，令和3年度の実施に向け，令和2年度に段階的な実施を行うこととした。【制度の見直し】	756
２　見直しを継続している事業のうち一部見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（2事業）財政効果(見込)額　小計					30,115

１　＋　２　財政効果(見込)額　合計	64,919

３　令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（10事業）

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
1	No.1 表彰関係費	企画政策部 秘書課	藤沢市表彰条例に基づき，職員及び市長等(市長・副市長・教育長)に対し一定の在職年数等を基準に表彰するとともに，特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員や市長等に対し，弔慰金の贈呈等を行ってきた。 しかしながら，職員は任用形態や採用方法が多様化するなど，現行の表彰制度が時代にそぐわなくなっていること，市長等は行政運営の責任者であり行財政改革の牽引役であること，また，弔慰金の贈呈予定者のうち約9割が職員や市長等であり，将来負担額も多額であることから，市として表彰することや公費を原資とした弔慰金を贈呈することが課題となっていた。	業務を遂行し職位に応じた実績を挙げることは当然の責務であることに鑑み，職員や市長等に対し，市として表彰や弔慰金を贈呈する必要性について検討を行った。 その結果，職員や市長等を対象とした在職年数等による表彰を廃止するとともに，特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員や市長等に対する弔慰金の贈呈等を廃止した。【事業縮小】	851

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
2	No.3 防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	独自の機能を有したスマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」を整備・運用してきたが，現在では，ほぼ同様の機能を有した民間の防災アプリがあることから，事業の継続について検討課題としていた。	民間の防災アプリとの比較や市民等への影響など，廃止を含めた見直しを検討した結果，令和元年9月30日をもって事業を終了することとした。 【事業縮小】	3,839
3	No.4 地区社会体育振興協議会活動事業	生涯学習部 スポーツ推進課	地域スポーツを推進するため，家族や仲間と一緒に，身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動ができる機会と環境を提供し，健康増進・健康寿命の延伸，地域コミュニティの推進を図ってきた。 団体育成事業と地区スポーツ推進事業は，目的や事業内容が類似しており，内容の精査や事務手続きの煩雑さの解消が求められていた。	類似する事業について，内容の精査等を行った結果，令和元年度から2事業を統合することにより，双方の事務負担の軽減が図られるとともに，地域の特性に合わせた事業が展開できるようになった。【事業統合】	—
4	No.6 老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	社会福祉法人による特別養護老人ホーム整備事業に対して助成を行ってきた。 本補助金は，特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人の経済的負担を軽減することで，施設整備を促進し，待機者の解消を図るものであり，事業継続の必要性は高いものの，補助制度のあり方が課題となっていた。	特別養護老人ホームの建設における助成については，整備が進まなかったことから1床あたりの補助単価額を200万円から350万円とした経過がある。 本市の補助単価額は政令市を除く県内の市町村で最も高いことや，一定程度の施設整備を進めることができたことから，本来の補助単価額である200万円に引き下げることを検討し，平成30年度からの第7期介護保険事業計画に位置づけた，施設整備計画に基づく公募により選定された事業者から適用した。 【制度の見直し】	22,500 (起債発行額を含む)
5	No.7 老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際に，借り入れた元金の一部を助成することで，経済的な負担を軽減し，施設運営の健全化を図ってきた。 本事業は，県(3/4)と市(1/4)の協調補助により進めてきたものであるが，平成16年度に県が本制度を廃止した。現在では，本市と横須賀市の2市のみが独自補助制度を存続させている状況から，制度の継続について検討課題となっていた。	市独自の補助制度として約15年継続してきたが，県内において本市と横須賀市のみが実施していること，一定程度の施設整備を進めることができたことから，本制度は，第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に基づいて整備をした施設に係る返済分までを対象とし，廃止した。 なお，財政効果が見込まれる時期としては，第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)に基づいて整備をする施設の返済が始まる令和3年度以降となる。(年額 約6,800千円) 【事業縮小】	—
6	No.16 給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	一人暮らし高齢者等の世帯で，食事の確保に支障のある人に対し，昼食の配達をするとともに，安否確認を行ってきた。 介護保険サービスの利用(ヘルパー，デイサービス等)や民間の配食サービスが普及していること，また，本サービスの実利用者数が減少していることが課題となっていた。	公的サービスとしての必要性等の検証を行い，平成30年度末をもって事業を終了した。 (介護保険事業費特別会計にて実施の事業)【事業廃止】	6,422 (一般会計繰出額)

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し内容及び結果	財政効果(見込)額(千円)
7	No.17 福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	100歳以上の高齢者に対し，入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成してきたが，超高齢社会の進展に伴う財政負担の増大が課題となっていた。	「支えあいの地域づくり」をめざし，相談支援体制の強化や，地域づくりの支援への財源を確保するため，平成30年度末をもって本制度を廃止した。ただし経過措置として廃止時点での資格所有者に対しては助成を継続する。【事業廃止】	3,843
8	No.25 青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	藤沢市青少年問題協議会を設置し，青少年を取り巻く諸問題に対して効果的な施策が展開できるよう協議・検討をしてきたが，青少年に関する施策は，藤沢市子ども・子育て支援事業計画に位置づけ，藤沢市子ども・子育て会議において進捗管理を行っている現状があることから，青少年問題協議会と子ども・子育て会議の役割等について，整理を行うことが課題となっていた。 また，青少年育成活動推進功労者表彰については，青少年の健全育成に熱意をもってあたり，地域活動に努力した個人または団体に対し，その功績に感謝の意を表す機会となっていたが，藤沢市表彰，教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複していることが課題となっていた。	青少年問題協議会委員等に説明を行うなど，検討を行った結果，青少年問題協議会については当面の間休止し，青少年問題に関する議論の場は子ども・子育て会議に移すこととなった。休止の時期については，現委員の任期終了をもって，令和元年度からとした。 青少年育成活動推進功労者表彰については，対象者が重複することに加え，表彰主体である青少年問題協議会を休止としたことから，青少年育成活動推進功労者表彰については廃止とした。廃止の時期については，青少年問題協議会休止と時期を合わせ，令和元年度からとした。 【休止・廃止】	1,497
9	No.27 幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	基準適合車の利用促進による親子の交通安全の確保と，子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として実施してきた事業であるが，8年間の助成等により目的は一定程度果たしたと考えられることから，事業のあり方の検討が求められていた。	法改正から9年以上が経過したこと及び事業実施の効果により，基準適合車は広く浸透した。目的の達成状況や申請件数の推移，他市の状況，外部評価での意見，行財政改革2020基本方針に定める取組など，総合的に検討した結果，平成30年度末をもって事業を終了した。 【事業廃止】	8,000
10	No.31 浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため，公共下水道事業計画区域外において，住宅に浄化槽を設置する者に対して設置費用の一部を助成してきた。 建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については，建築基準法によって義務付けられるものであることから補助のあり方が課題となっていた。	建築物の新設に伴って設置される浄化槽に対する補助の廃止を検討するとともに，転換の際の補助内容の見直しを検討した。 その結果，建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助は平成30年度末をもって廃止した。一方で転換に対する補助は，既存浄化槽の撤去費用を補助制度に組み入れ，市負担の補助額を増額して，令和元年度から実施した。【事業縮小】	2,120
3　令和元年度までに見直しを完了した見直し検討対象事業一覧（10事業）財政効果(見込)額　小計					78,584※

※当該金額は，令和2年度の実施に向け見直しを完了した見直し検討対象事業のうち，令和元年度までに一部見直しを完了した見直し検討対象事業（2事業分）の財政効果（見込）額を含めるもの。